国指定日出島鳥獣保護区 日出島特別保護地区計画書 【指 定】

(環境省案)

令和4年 月 日 環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1)特別保護地区の名称 日出島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

岩手県宮古市所在日出島及び周辺岩礁

(3) 特別保護地区の存続期間

令和4 (2022) 年11月1日から令和24 (2042) 年10月31日まで(20年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1)特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、宮古市の北東約5kmの場所に位置する日出島の全域で、面積約8ha、周囲約2kmの無人島である。最高標高は58mで、周囲の大部分は高さ5~20mの海食崖に囲まれている。

当該区域は、クロコシジロウミツバメ(環境省レッドリスト絶滅危惧 I A類、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)の規定に基づく国内希少野生動植物種に指定されている。)の全国的に重要な繁殖地であるほか、オオミズナギドリ、コシジロウミツバメ等の海鳥も集団で繁殖している。クロコシジロウミツバメは太平洋と大西洋の暖海域に分布し、繁殖のために日出島に飛来する海鳥で、国内では日出島を含む三陸沿岸の3箇所のみで確認されている。

また、当該区域は、自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定に基づく三陸復興国立公園特別保護地区に指定されているとともに、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に基づき日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地として国指定天然記念物に指定されている。

以上のとおり、当該区域は島全域がクロコシジロウミツバメ、オオミズナギドリ等の海鳥の繁殖地として重要であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- 1)集団繁殖地の保護区として、クロコシジロウミツバメ等の繁殖環境を保護するため適切な管理に努める。
- 2)環境省職員及び鳥獣保護区管理員による年数回の上陸巡視を行い、クロコシジロウミツバメ等の海鳥、その他の鳥獣の生息動向を把握する。
- 3) クロコシジロウミツバメの繁殖環境の改善及び個体群の維持回復のために実施している裸地化対策、人工巣箱の設置管理及び音声誘引等を継続する。
- 4) 鳥類の安定的な繁殖環境の保全のため、関係地方公共団体、地域住民等との連携・協力に 努める。

3 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、宮古市の北東約5kmに位置している。

イ 地形、地質等

当該区域は、長径約 400m、短径約 350m、面積約 8 ha の最高標高 58mの小島嶼(無人島)で、周囲は高さ 5~20mの海食崖に囲まれている。日出島は、約1億 1000 万年前に海に堆積した地層(宮古層群日出島層)からなり、二枚貝、アンモナイト等の多くの種類の化石が発見されており、三陸ジオパークのジオサイトにもなっている。平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震に伴う津波では、島の北西部で 20m、東部は約 40mに達し、林床の土壌、枯れ木、地表植生が消失したことが確認されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、ミズナラ、ハウチワカエデ等の広葉樹林になっており、一部スギやアカマツが確認され、島の中央にはヤダケの群落が広がっている。植物相は 66 科 161 種が確認されている。クロコシジロウミツバメは、林床にオオバジャノヒゲ等が広がる林内に営巣するが、1980年代以降オオミズナギドリの営巣数の増加に伴い、造巣活動及び地面の踏みつけにより林床植物が消失し、土壌流出や地面の荒廃及び裸地化が進行している。この対策として土留柵及びヤシマットの設置、オオミズナギドリによる表土攪乱防止のための金網の設置が行われ、金網設置断ではオオバジャノヒゲ及びミズナラ等木本類の幼木が確認されている。また、近年、三陸沿岸ではナラ枯れが進行しており、日出島においても枯死したミズナラが確認されている。樹冠の消失に伴うクロコシジロウミツバメの繁殖環境の悪化が懸念されることから、人工巣箱に日よけのための木枠を設置している。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としてはウミツバメ類、オオミズナギドリ、ウミネコ、オオセグロカモメ等の海鳥、ハヤブサ、ミサゴ等の猛禽類等、13 目 27 科 60 種が確認されている。1980 年代以降、オオミズナギドリの営巣数の増加に伴い、林床の裸地化及び土壌流失、オオミズナギドリの造巣活動による巣の直接的な破壊等によりクロコシジロウミツバメの繁殖環境が悪化し、個体数が減少している。クロコシジロウミツバメの繁殖環境の改善及び個体群の維持回復のために、裸地化対策、人工巣箱の設置管理及び音声誘引等を実施している。

その他の動物類の確認はほとんどなく、コウモリ2種の確認があるが、鳥類以外の生物相は少ない。また、1970年代にドブネズミが侵入したことがあるが、宮古市教育委員会により殺鼠剤を用いて速やかに駆除された。その後ネズミ類は確認されていないが、ネズミ類が侵入した場合、クロコシジロウミツバメ等に甚大な被害を及ぼす能性が高いことから、再侵入に注意が必要である。

(2) 生息する鳥獣類

ア鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況 当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない。

5 施設整備に関する事項

(1)	鳥獣保	護区用制	刊术L	1本
(2)	特別保	護地区月	月制札	1本
(3)	案	内	板	1基
(4)	給	水	器	_
(5)	給	餌	台	—
(6)	巣		箱	_
(7)	そ	\mathcal{O}	他	_

6 参考事項

(1) 当初指定

昭和 57 (1982) 年 11 月 1 日 (昭和 57 年 10 月 30 日 環境庁告示第 107 号)

(2) 経緯

平成 4 (1992) 年 11 月 1 日 (平成 4 年 10 月 12 日 環境庁告示第 75 号) 再指定

平成 14 (2002) 年 11 月 1 日 (平成 14 年 10 月 3 日 環境省告示第 70 号) 再指定

別表1 国指定日出島鳥獣保護区及び特別保護地区の面積内訳

◆形能別面積内訳

▼ //2/28/71 III /(1) / The control of the control										
		鳥獣保護区			特別	川保護地区		特別保護指定区域		
		既存面積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積
総	面積	8 ha	ha	ha	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha
	— 林 野	8 ha	ha	ha	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha
	- 農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	— 水 面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

▼別有別囬槓門試	鳥獣保護区		特別	特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積
国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
-国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一 林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
-制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
-国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
□ 農林水産省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
₩都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
—砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
□ こその他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一 その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
—砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
□その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	8 ha	ha	ha	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha
—制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
-保安林	8 ha	ha	ha	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
□その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
11	8 ha	ha	ha	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

▼ 10 12 14 1- 04 0 79 10 10 10 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	▼個体ではものが同点が								
	鳥獣保護区			特別	川保護地区	5 特別保護指定区域			定区域
	既存面積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大 (縮小) 面積	拡大 (縮小) 後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	8 ha	ha	ha	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha
一特別保護地区	8 ha	ha	ha	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha
- 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
一普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地)	8 ha	ha	ha	8 ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- 1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。
- 3. 「形態別面積内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
- 4. 「所有者別面積内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。 5. 「他法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境 保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定され ている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定日出島鳥獣保護区

目	科		種または亜種	種の指定等	備考
カモ	カモ		シジュウカラガン	国内希少、CR	迷鳥
			ヒドリガモ	_	冬鳥
			マガモ	_	冬鳥
			カルガモ	_	留鳥
			スズガモ	_	冬鳥
			シノリガモ	LP	冬鳥
			クロガモ	_	冬鳥
カイツブリ	カイツブリ		アカエリカイツブリ	_	冬鳥
	,, , , , ,		カンムリカイツブリ	_	*冬鳥
			ミミカイツブリ	_	* * * *
			ハジロカイツブリ	_	冬鳥
ハト	ハト		キジバト		留鳥
ミズナギドリ	ミズナギドリ	0	オオミズナギドリ		夏鳥
		0	ハシボソミズナギドリ	_	^{交 □} *旅鳥
	ウミツバメ	0	クロコシジロウミツバメ	国内希少、CR	夏鳥
	9 < 27 · 7	0	コシジロウミツバメ	aring, CR	夏鳥
カツオドリ	ウ		ヒメウ	ΕN	
カノオドリ	9		カワウ	EN	令 局 留鳥
				_	
0.11 . 7. 5 .	11 120	0	ウミウ		冬鳥
ペリカン	サギ		ゴイサギ	_	夏鳥
, ,	, ,		アオサギ	_	留鳥
カッコウ	カッコウ		ホトトギス	_	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	0	アマツバメ	_	夏鳥
チドリ	カモメ		ミツユビカモメ	_	*冬鳥
			ユリカモメ	_	*冬鳥
		0	ウミネコ	_	留鳥
			カモメ	_	*冬鳥
			ワシカモメ	_	冬鳥
			セグロカモメ	_	*冬鳥
		0	オオセグロカモメ	NT	冬鳥、留鳥
	ウミスズメ		<u>ウミスズメ</u>	CR	冬鳥、留鳥
タカ	ミサゴ		ミサゴ	NT	夏鳥
	タカ		ハチクマ	NT	*夏鳥
		\circ	トビ	_	留鳥
			ハイタカ	NT	*留鳥
			サシバ	VU	夏鳥
			ノスリ	_	留鳥、冬鳥
キツツキ	キツツキ		コゲラ	_	留鳥
			アカゲラ	_	留鳥
			アオゲラ	_	留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	0	ハヤブサ	国内希少、VU	留鳥、冬鳥
スズメ	モズ		 モズ	_	留鳥
	カラス		ハシボソガラス	_	留鳥
	,,,,	0	ハシブトガラス	_	留鳥
	シジュウカラ		ヤマガラ	_	留鳥
	~ ~ ~ ~ / // /	0	シジュウカラ	_	留鳥
	ヒヨドリ		ヒヨドリ		
				_	
	ウグイス	0	ウグイス		漂鳥
	ムシクイ		メボソムシクイ上種	DD^{*1}	旅鳥
		_	センダイムシクイ	_	*夏鳥
	メジロ	0	メジロ	_	留鳥
	ミソサザイ		ミソサザイ		留鳥

	目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	スズメ	ヒタキ	ツグミ	_	*冬鳥
			ジョウビタキ	_	冬鳥
			○ イソヒヨドリ	_	留鳥
			キビタキ	_	夏鳥
		セキレイ	○ ハクセキレイ	_	留鳥
		アトリ	○ カワラヒワ	_	留鳥
			ハギマシコ	_	冬鳥
		ホオジロ	ホオジロ	_	*留鳥
合計	13 目	27 科	60 種		

※1:オオムシクイの場合、DDに該当する

(注)

- 1. データは国指定鳥獣保護区管理員報告書やその他資料に拠る。
- 2. 鳥類の目・科・種及び配列は、「日本鳥類目録 改訂第7版」(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 3. 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト(2020年版)

CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧IB類、 VU:絶滅危惧Ⅱ類、

NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物:文化財保護法による天然記念物

- 4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣または天然記念物に指定された鳥獣。
- 5. 備考欄に*印が記載されている種は、ヒアリング調査によって追加された種である。また、鳥類については、留鳥、 夏鳥、冬鳥、旅鳥または迷鳥の別を記載した。データは「山渓ハンディ図鑑7 新版日本の野鳥」(山と渓谷社、 平成26年)を参考に、ヒアリング調査により日出島周辺の生息状況に合わせて記載した。

(別表3) 国指定日出島鳥獣保護区

	目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	コウモリ	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ チチブコウモリ	— —	
合計	2 目	2 科	2種	L F	

※1:「本州のチチブコウモリ」としてLPに指定されている

(注)

- 1. データは「宮古市の自然」(宮古市、昭和 54 年)、「重要野鳥生息地(IBA)の保全」(公益社団法人 日本野鳥の会 HP)などの資料に拠る。
- 2. 獣類の目・科・種及び配列は、「日本野生鳥獣目録」(環境省自然環境局野生生物課、2002年)に拠った。
- 3. 種の指定等の要件は次のとおりである。

環境省レッドリスト(2020年版)

CR:絶滅危惧IA類、 EN:絶滅危惧IB類、 VU:絶滅危惧Ⅱ類、

NT:準絶滅危惧、 DD:情報不足

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物:文化財保護法による天然記念物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣または天然記念物に指定された鳥獣。





